

久留米オープンデータ活用推進研究会 規約

(目的)

第1条 久留米オープンデータ活用推進研究会（以下、「本会」という。）は、民産学官の協働により久留米地域でのオープンデータ活用を推進していくことで、地域課題の解決を図り、市民の利便性向上及び地場企業の活性化を目指していくことを目的とする。

(活動内容)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、次のような事業活動を行う。

- (1) オープンデータ活用推進に関する調査研究
- (2) オープンデータ活用推進に関する情報交換
- (3) オープンデータ活用推進に関する技術的、制度的諸課題の検討
- (4) オープンデータ活用推進に関する普及、啓発
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第3条 本会の会員は、本会の目的に賛同する団体及び個人をもって構成する。

- 2 本会への新たな入会は、全会員の承認を得なければならない。
- 3 本会の退会は自由とする。

(役員)

第4条 本会に役員として、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在等のときはその職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 本会には、アドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第6条 本会は、事務局を福岡県久留米市城南町15番地3 久留米市総務部情報政策課内に置く。

(運営)

第7条 本会の運営に関して必要な事項は、全会員で協議し決定する。

(会費)

第8条 会費は徴収しないこととする。但し、特別に経費が発生する場合には、参加者から実費を徴収することができるものとする。

(広報)

第9条 会員は、研究会で得られた成果に関する情報を、外部へ公表しようとする場合には、その旨を申し出て、他の会員に周知することとする。

(規約の変更)

第10条 本規約の変更は、全会員の承認により決定する。

附則

本規約は、平成27年5月29日から施行する。